

専決処分の報告について

1 報告件名

いたばし健康プロジェクト 商標権の侵害に係る和解金の決定について

2 事件の概要

平成28年2月9日 いたばし健康プロジェクトスポーツコースの運動プログラムのうち、格闘技系エクササイズの説明として使用した文言が、商標権者の許諾を得ずに使用したことから、商標権者より損害賠償請求を受けた。

3 通告人

住所：東京都千代田区北一丁目3番3号

九段下東急真サクラビル3階 九段綜合法律事務所

氏名：渋谷三迫ボクシングジム代表 三迫正廣 代理人弁護士 大塚裕介

4 和解金

金50,000円

5 和解成立日（専決処分年月日）

平成28年3月18日

6 和解の処理

区は、本事件による通告人に和解金を支払うこととし、今後、双方間において書面に定めるほかの債権債務が存在しないことを確認する和解合意書を取り交わした。